

(ロ) 指定地圖に對しては政府は厚生省（厚生科學研究所及人口問題研究所を含む）を中心とし各省協力の下に指導助成を之に集中すること

八、健民特別指導委員會

健民特別指導の徹底を期する爲道府縣には地方長官を委員長とする道府縣健民特別指導委員會、厚生省には厚生次官を委員長とする厚生省健民特別指導委員會を設置すること

九、其の他

健民特別指導に關し必要な事項は別に之を定むること

昭和十七年度地方衛生技術官事務打合會の開催

昭和十七年度の地方衛生技術官事務打合會は九月厚生本省に於いて開催せられたが、右會合に於ける指示事項要目を掲ぐれば左の如くである。

指 示 事 項

一、健民対策の徹底に關する件
現下の時局に即應し眞に健民の實を擧ぐるは焦眉の急務にして豫て政府に於ては之が施策の推進を圖る爲國民體力鍊成、國民保健指導及國民醫療の各體制の整備充實に努めつゝあるのみならず他方結核撲滅を核心とする具體方策を確立し萬難を排して之が遂行を期しつゝあるを以て各位は宜しく政府の所信を諒得し健民対策の徹底に格段の努力を致されたし

一、結核の豫防撲滅に關する件
結核の撲滅は國家喫緊の要務にして皇國民の隆替に

關する重大事なるに鑑み政府は義に閣議に於て結核對策要綱を決定し結核の豫防撲滅に關する強固なる國家意思を確立して諸般の施策施設を整備徹底せしむることとせり各位は本閣議決定の趣旨を體し結核豫防事業の徹底に格段の努力を致されたし

一、乳幼兒體力向上指導に關する件
乳幼兒の體力向上指導は本年度より國民體力法第六條の二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして行はしむることとなりたるを以て之が實施に當りては體力手帳を活用するの外適切なる各般の施策を講ぜられたし

一、體力検査後の措置に關する件
國民體力管理の目的達成は一に懸つて被管理者の自己の體力に關する自覺の振起並に體力検査後の措置の徹底に在り依て各位は今回の國民體力法改正の趣旨を體し時機を逸すことなく本法施行上必要なる指示及命令を發し或は筋骨薄弱者の修鍊とは貧困者の療養指導の完璧を期する等之が結果の措置に付萬遺憾なきを期せられたし

一、妊娠婦の保健指導其の他保護に關する件
妊娠婦の保健指導其の他保護に關する件

一、日本醫療團の業務執行に關する件
日本醫療團は去る六月設立を完了し目下其の業務の執行に關し銳意準備中にして近く之を完了したる上速に事業の全面的實施に着手せしむる豫定なるを以て其の具體的業務の執行に際しては圓滑且急速なる遂行を期するに格段の協力を致せられたし

一、醫師會及齒科醫師會令の施行に關する件
醫師會及齒科醫師會令の施行に關しては豫め準備を爲には特に醫師會、助產婦會、母性保護會、母性補導委員、方面委員等との聯絡を緊密にし之が積極的活動を促進し診察及検査等保健指導の勵行に力むる

一、國民優生法の運営に關する件
國民優生法の實施以來の狀況を見るに未だ本法制定の本旨十分に理解せられざるやの憾あるを以て各位

は本法が人口の増強と國民素質の向上を期する人口政策上の重大使命を有するに鑑み一層之が思想の普及啓發に努め國民優生の達成に格段の力を致されたし

一、癩豫防の徹底に関する件

癩の豫防に關しては政府は昨年七月公立癩療養所を國營に移管しが整備充實を計りたるが各位は一層豫防思想の啓發と無癩運動の促進に努め以て本病豫防の徹底に努められたし

一、花柳病豫防に関する件

花柳病の徹底的豫防に關しては之が蔓延の現況と時局下其の豫防の緊要なることに思ひを致し一層の配意を拂はれたらし

一、消化器傳染病の豫防に関する件

赤痢、腸チフス等の消化器傳染病は近年稍減退の兆あるも依然我が國傳染病の過半數を占むるの現況に鑑み其の未然防止に重點を置き之が撲滅に一段の努力を致されたし

一、小兒傳染病の豫防に關する件

小兒傳染病中百日咳、麻疹等に因る死亡は傳染病死亡總數の約七割に該當し乳幼兒保健上憂慮すべきものあるを以て之が豫防に遺憾なきを期せられたし

一、寄生蟲病の豫防に關する件

寄生蟲は我が國農村衛生上重要な對象たるものならず時局下榮養物資の關係等よりするも之が防退は忽緒に附し難きものあるを以て本病の豫防撲滅に格段の力を致されたし

一、戰時下國民榮養指導に關する件

國民榮養の確保改善を圖るは刻下喫緊の要務なるを

以て各者は關係方面との緊密なる連携の下に夫々地方の實情に即したる榮養の指導に格段の力を致されたし

厚生省労働局の重要事業場特別鍛成

實施要綱の決定

2 事業主の諮詢審議
3 勞務管理刷新方策の研究企畫
4 其の他

四、其の他

1 專門委員會 各種問題別に専門委員會を設け得ること

生産力擴充の國策的要請に伴ふ青少年工場勞務者の激増はその反面に一部の憂ふべき不良化現象を隨生するのを止め難いが、厚生省労働局に於ては之が對策として重要事業場特別鍛成實施要綱を決定し、昭和十七年九月各地方長官宛通牒を發するに到つたが、その内容を擗れば左の如くで、その成果如何は人口問題上も關心せらるゝ所極めて多い。

一、趣旨 勞務管理上要特別鍛成の從業者に對して矯導を加へ以て健全なる勤勞者たらしめんとす
2 會議は原則として毎月一回以上開催すること
3 勞務管理に關する各種委員會其の他之に類するものは右専門委員會として吸收又は其の統制傘下に入ること

重要事業場勞務管理委員會設置要綱

一、設置の趣旨 事業場の全幹部一體となりて勞務管理上の諸問題に付積極的な研究を遂げ以て適切なる具體策の樹立及之が強力なる實行を期せんとする

二、組織
1 委員長 事業場の長
2 顧問 勞務監理官、軍監理官其の他委員長に於て適當なる者を委嘱すること
3 委員 各部課長、青年學校長、寄宿舍々監
4 幹事長 主任勞務擔當者
5 幹事 若干名

四、鍛成期間 一ヶ月以上三ヶ月以内に於て受鍛成者の情狀に依り工場長逐次鍛成修了を決定す
五、鍛成就服 事業主は要特別鍛成者に對し鍛成に就しむる要ありと認め所管勞務管理官の承認を経たる者とす
六、鍛成計畫の認可 事業主は特別鍛成計畫を定め其の都度左の事項に付厚生大臣の認可を受べし
(一) 當該從業者に付特別鍛成を課すべき理由
(二) 鍛成日程、鍛成內容及之に要する經費
(三) 鍛成期間中に於ける受鍛成者の待遇
(四) 指導者(個人又は團體)及擔當教師名
(五) 鍛成修了者に對する修了後の措置

1 勞務管理上の事務打合